

石川労働局発表
平成30年8月31日(金)

石川労働局労働基準部
担当 健康安全課長 野田 宏
地方労働衛生専門官 光谷正樹
連絡先 076-265-4424

平成30年度（第69回）全国労働衛生週間の実施について
～労働者の健康管理について、石川県等と共に初のセミナーを開催～

関係各界における労働衛生意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進を図るため、平成30年度全国労働衛生週間実施要項に基づき、下記①のとおり全国労働衛生週間を実施します。

また、全国労働衛生週間の取組の一環として、下記②のとおり労働者の健康管理に関するセミナーを石川県、石川産業保健総合支援センターと共に実施します。当該セミナーは、本年度が初めての試みであり、労働衛生分野における産業保健の観点からだけでなく、経営的観点からの講演を行う貴重な機会となりますので、周知に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、当該セミナーは公開としますので、各報道機関の皆様の積極的な取材をお願い申し上げます(ムービー・スチール撮影可)。

① 平成30年度（第69回）全国労働衛生週間

- 1 実施期間 平成30年10月1日～10月7日（準備期間：9/1～9/30）
- 2 主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
- 3 スロガーン 「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」
- 4 重点事項 平成30年度全国労働衛生週間実施要項（別添1）のとおり

② 企業における健康管理セミナー ～健康経営のすすめ～

- 1 日 時 平成30年10月2日（火）13：30～16：30
- 2 場 所 石川県地場産業振興センター 新館 コンベンションホール
- 3 内 容 (1)「健康経営のすすめ」
講師 (株)ルネサンス 健康経営推進部 次長
NPO 法人健康経営研究会 事務局 樋口 毅 氏
(2)「働き方改革から見る労働者の健康管理」
講師 元厚生労働省労働基準局監督課監察監督官
社会保険労務士・安全衛生コンサルタント 湯川 渉 氏
- 4 定 員 200名（先着）
- 5 申 込 先 石川労働局労働基準部健康安全課 ※申込締切は、9/28（金）となっております。

第69回 全国労働衛生週間

平成30年10月1日(月)～7日(日) [準備期間：9月1日～30日]

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とし、毎年同じ期間に実施しています。69回目となる今年も、各職場で、下記のようなさまざまな取組にご協力ください。

スローガン

こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革

10月1日～7日

全国労働衛生週間に実施する事項

1. 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
2. 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示 今年のスローガンは上記です。
3. 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
4. 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など、緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
5. 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

9月1日～30日

準備期間に実施する事項

1. 重点事項 取組の詳細は下表をご参照ください。
 - (1) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - (2) 労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
 - (3) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 - (4) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
 - (5) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
 - (6) その他の重点事項

(1) 過重労働による健康障害防止	時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進や労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用 等
(2) メンタルヘルス対策	衛生委員会などにおける調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善 4つのメンタルヘルスケア(セルフケア、ラインケア、事業場内産業保健スタッフによるケア、事業場外支援によるケア)推進に関する教育研修等 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備 ストレスチェック制度の適切な実施 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用 等
(3) 治療と仕事の両立支援	事業者による基本方針等の表明と労働者への周知、研修などによる両立支援に関する意識啓発 相談窓口などの明確化 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備 治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
(4) 化学物質による健康障害防止	ラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認 SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づきリスク低減対策の推進及び労働者に対する教育の推進 皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認 特殊健康診断等による健康管理の徹底 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気や有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底 等
(5) 石綿による健康障害防止対策	労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での石綿ばく露防止対策の徹底 石綿にはばく露するおそれがある建築物等において、労働者を設備の点検、補修等の作業等で臨時で就業させる業務での石綿ばく露防止対策の徹底 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
(6) その他	職場における腰痛予防対策指針による、リスクアセスメントやリスク低減対策、労働衛生教育などの腰痛の予防対策の推進 受動喫煙の健康影響についての周知啓発、喫煙室等の設置に対する助成などの支援制度を活用した職場における受動喫煙防止対策の推進 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づくWBGT値の正確な把握や水分・塩分の摂取などの熱中症予防対策の徹底

2. 労働衛生3管理の推進など

3. 作業の特性に応じた事項

4. 東日本大震災、平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

主な取組事項については、以下の解説サイトや支援をご活用ください。

産業保健総合支援センター・地域窓口

「産業保健総合支援センター（産保センター）」では、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しているほか、その地域窓口では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを提供しています。

支援 <http://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



産業保健総合支援センター

検索

ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています。



支援 【労働者健康安全機構】
0570-783046



<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1253/Default.aspx>

産業保健関係助成金

検索

治療と仕事の両立支援対策

ガイドラインや企業の取り組みの事例集などを掲載しています。また、都道府県ごとに両立支援チームを設置し、地域の取組を推進しています。

解説サイト <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



治療と仕事の両立

検索

両立支援に取り組む事業主に対する助成金制度を創設し、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。

支援 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000162833.html>



治療と仕事の両立支援 助成金

検索

腰痛予防対策

病院・診療所、社会福祉施設の関係者を対象とし、腰痛予防に関する講習会を実施しています。

支援 http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html



腰痛予防対策講習会

検索

メンタルヘルス対策

メンタルヘルスに関する指針、通達、マニュアル等を掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム」（無料）がダウンロードできます。

支援 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenseisei12/>



メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」で、メール相談や電話相談の窓口を設置しているほか、企業の取組事例など、職場におけるメンタルヘルス対策に役立つ情報を掲載しています。

支援 解説サイト <https://kokoro.mhlw.go.jp/>



こころの耳

検索

化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、リスクアセスメントを着実に実施していただくため、化学物質を取り扱う事業場で役立つ情報を掲載しています。

解説サイト http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。

支援 解説サイト http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kit-suen/index.html



職場 受動喫煙

検索

働き方改革

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進することを目的に、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現等のための措置を講じます。

解説サイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



働き方改革

検索

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

平成 30 年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 69 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況についてみると、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている。脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は 700 件台で推移しており、そのうち死亡又は自殺（未遂を含む。）の件数は 200 件前後となっている。

また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は 56.6%（平成 28 年労働安全衛生調査（実態調査））にとどまっており、ストレスチェック制度の運用についても、集団分析結果を職場環境の改善に活用している事業場の割合は 37.1%である。また、労働者の約 3 割が、職場において仕事上の不安、悩み又はストレスを相談できる相手がいないと感じている。

この他、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく一般健康診断における有所見率は 5 割を超え、年々増加を続けている。

労働力の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増えることが予想される。一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならず、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

化学物質に関しては、芳香族アミン取扱事業場における膀胱がん事案や吸入性有機粉じんによる肺疾患事案など従来は把握されていなかった重篤な健康障害が発生しているほか、危険性又は有害性等を有する化学物質についてラベル表示や安全データシート（SDS）の交付を行っている譲渡・提供製造者の割合は、それぞれ 60.0%、51.6%（平成 28 年労働安全衛生調査（実態調査）特別集計）にとどまっている状況が認められる。加えて、石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物は、耐用年数から推計すると、2030 年頃にその解体棟数がピークを迎えるとされている。

このような状況を踏まえ、第 13 次労働災害防止計画の初年度における取組として、労働者の健康確保対策については、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月働き方改革実現会議決定）等を踏まえ、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談を労働者が安心して受けられる環境整備を促進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の普及を図ることとして

いる。また、引き続き、「『過労死等ゼロ』緊急対策」に沿って、企業におけるメンタルヘルス対策の取組の実施を強力に推奨することとしている。

また、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援については、「働き方改革実行計画」に基づき、企業の意識改革や企業と医療機関の連携強化、治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みの整備等に着実に取り組むこととしている。

さらに、化学物質対策については、第13次労働災害防止計画の目標達成に向けて、ラベル表示・安全データシート（SDS）の交付・入手の徹底に引き続き取り組むとともに、リスクアセスメントの確実な実施や石綿ばく露防止対策のさらなる強化等に取り組むこととしている。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」

3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
 - c 改正労働安全衛生規則（平成29年6月1日施行）に基づく、長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底
 - d 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底

- e 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - f 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- a 事業者によるメンタルヘルスカケアを積極的に推進する旨の表明
 - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - c 4つのメンタルヘルスカケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
 - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
 - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
 - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - g 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
 - h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (ロ) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号）に基づき、以下の事業場の環境整備を進める。
- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - c 相談窓口等の明確化
 - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
 - e 治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ハ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- 「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとした一定の危険・有害な化学物質（SDS交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの着実な実施等の以下の取組を実施する。
- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認

- b SDS により把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進
- c ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
- d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえたばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- e 皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- f 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- g その他、有害業務に応じたばく露防止対策の徹底
 - (a) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気等の徹底
 - (b) 有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
 - a 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿建材の使用状況の把握
 - (b) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - (c) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
 - b 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等で臨時で就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有煙突断熱材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者への聞き取り等の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
 - c 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具の着用等
- (カ) その他の重点事項
 - a 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
腰痛予防対策指針（平成 25 年 6 月 18 日付け基発 0618 第 1 号）に基づく以下の対策の実施
 - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施

- (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
- (c) 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
- (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人への負担の軽減
- b 職場における受動喫煙防止対策の推進
 - (a) 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - (b) 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - (c) 支援制度（専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- c 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく以下の熱中症予防対策の徹底
 - (a) WBGT 値（暑さ指数）の正確な把握と、基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
 - (b) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
 - (c) 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
 - (d) 救急措置の事前の確認と実施

イ 労働衛生 3 管理の推進等

- (7) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
 - a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
 - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - e 現場管理者の職務権限の確立
 - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (4) 作業環境管理の推進
 - a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (5) 作業管理の推進
 - a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進

- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

(I) 健康管理の推進

「職場の健康診断実施強化月間」（9月1日～9月30日）として、以下の事項を重点的に実施

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(II) 労働衛生教育の推進

- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

(III) 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施

(IV) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進

(V) 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進

ウ 作業の特性に応じた事項

(1) 粉じん障害防止対策の徹底

- a 第9次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（9月1日～9月30日）としての次の事項を重点とした取組の推進
 - (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (d) じん肺健康診断の着実な実施
 - (e) 離職後の健康管理の推進
- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

(2) 電離放射線障害防止対策の徹底

(3) 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

(4) 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底

(5) VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業にお

ける労働衛生管理対策の推進

(カ) 石綿障害予防対策の徹底

- a 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
- b 石綿製品の全面禁止の徹底
- c 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
- d 離職後の健康管理の推進

(キ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進

- a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

エ 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

東日本大震災に関しては(ア)～(ウ)の取組、平成 28 年熊本地震に関しては(ア)の取組を実施する。

- (ア) 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
- (イ) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
- (ウ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について（平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号）」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

企業における 健康管理セミナー

～「健康経営」のすすめ～

第1部 13:30～

健康経営の進め方（仮）

講師：株式会社 ルネサンス

健康経営推進部次長 樋口 毅 氏

第2部 15:05～

働き方改革と労働衛生管理

講師：福井産業保健総合支援センター

産業保健相談員 湯川 渉 氏

「健康経営」とは

企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できるとの理念により、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することで、医療費の抑制のみならず、生産性の向上、従業員の創造性の向上、企業イメージの向上等の効果が得られ、かつ、企業のリスクマネジメントとなるもの。

「働き方改革」とは

長時間労働の抑制・非正規雇用・女性の働き方・テレワークの促進・副業の推進など労働者の働き方を柔軟によりよい方向に改善していこうという取り組み。

2018年

10月2日 (火) 13:30～16:30

【セミナー会場】

石川県地場産業振興センター 新館 コンベンションホール
金沢市鞍月2-1

参加無料
定員200名

主催：石川労働局・石川県・石川産業保健総合支援センター

共催：全国健康保険協会石川支部

お問い合わせ先

石川労働局 健康安全課 076-265-4424

セミナーお申込みは、裏面の申込書をご記入の上、FAX送信してください。

企業における健康管理セミナー 申込書

（申込締切：平成30年9月28日）

平成30年10月2日（火）13時30分開始

石川県地場産業振興センター

新館 コンベンションホール

事業場名			所在地		
	業種	労働者数 約 人	(電話番号)	()	-
出席者氏名		役職	職種 (○印)	事業主・人事労務・産業看護職・衛生管理者・労働者・その他	
出席者氏名		役職	職種 (○印)	事業主・人事労務・産業看護職・衛生管理者・労働者・その他	
出席者氏名		役職	職種 (○印)	事業主・人事労務・産業看護職・衛生管理者・労働者・その他	

※ 申込書の受付時に定員の関係からお断りする場合がございます。その場合は電話によりご連絡いたします。

セミナー参加に関するアンケート

セミナーの参加申込ありがとうございます。参加に関するアンケートのご記入にご協力をお願いいたします。

以下の該当する質問項目にチェック☑を入れて下さい。（複数選択可）

●セミナー開催をどのように知りましたか

送付されてきたチラシ WEBやメール（メルマガなど） 関係団体からのお知らせ その他

●「働き方改革」について

→ 興味のある項目（ 残業時間の上限規制 同一労働同一賃金等の取扱い 脱時間給制度の導入 その他）
 → 知りたい内容（ 長時間労働の見直し 労働時間の把握 フレックスタイム制の拡充 労働者の健康管理
 産業医・産業保健機能の強化 働き方改革取組事例 その他（ ）

●「健康経営」について

→ 「健康経営」という言葉を知っていますか
 内容を知っていて取組中 内容を知っている 内容は知らないが聞いたことはある 知らない
 → 知りたい又は興味のある内容について
 具体的な進め方を知りたい 健康経営の効果やメリットについて知りたい その他（ ）

セミナー講師プロフィール

樋口 毅 氏（ひぐち つよし）

株式会社ルネサンス 健康経営推進部次長
 NPO法人健康経営研究会事務局
 健康経営会議事務局
 全国THP推進協議会表彰選考委員
 スポーツ庁スポールエールカンパニー選定委員
 健康経営アドバイザー、健康運動指導士、
 産業カウンセラー



「働く人の健康」を人生のテーマとして現在に至るまで一貫して活動中。順天堂大学大学院 健康・スポーツ科学研究科修士課程修了。トッパングループ健康保険組合、凸版印刷株式会社等を経て現在に至る。

湯川 渉 氏（ゆかわ わたる）

湯川社会保険労務士事務所 所長
 福井産業保健総合支援センター
 産業保健相談員（労働衛生関係法令）
 特定社会保険労務士、行政書士、労働安全コンサルタント(化学)、労働衛生コンサルタント(保健衛生)
 (元 労働基準監督官) 経歴 平成2年 労働省入省
 平成19年 石川労働局労働基準部監督課長
 平成23年 東京労働局労働基準部監督課長
 平成28年 厚生労働省労働基準局監督課
 中央労働基準監察監督官
 労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施や事業の健全な発達と働く人の福祉向上のために活躍中。

